

平成26年第1回

教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

平成26年第1回教育委員会定例会議事日程

平成26年1月22日（水）

午後4時 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議 事

臨時代理事務報告第1号 平成25年度多賀城市教育功績者等
表彰（追加）について

議案第1号 平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点
目標について

議案第2号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第3号 多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部
を改正する条例に対する意見について

議案第4号 和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

平成25年第12回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

○教育総務課関係

1月6日、定期昇給者に係る辞令を交付しました。教育委員会事務局職員は56名中50名が定期昇給しております。

1月17日、第4回教育振興基本計画策定会議が開催されました。今回の会議では、前回の会議で委員から出された意見等により見直しを行った内容について事務局から説明を行い、各委員の意見を伺いました。今後は、市議会議員説明会で計画の概要等について中間報告を行い、3月の教育委員会定例会に提案する予定です。

○学校教育課関係

市立小中学校は、昨年12月20日の第2学期終業式で冬休みに入り、18日間の休みを終え、1月8日の始業式から3学期に入っております。

冬休み中には、今年度で2回目となった多賀城スコールのウィンタースクールが12月25日から27日の3日間、多賀城市中央公民館で開催され、小学生延べ166名、中学生延べ70名が参加しました。

また、12月27日に、平成23年6月23日に発生した、城南小学校のクラブ活動中の事故賠償について、相手方と多賀城市の提示額で和解することについて同意しましたので、2月の市議会定例会に議案として提出することになります。内容については、本日の議案として提出いたしております。

小・中学校のインフルエンザについては、現在のところ学年閉鎖や学級閉鎖の報告はありませんが、引き続きうがいや手洗いの励行等感染の未然防止に努めて参ります。

○生涯学習課関係

1月10日、青少年健全育成市民会議理事会を開催し、平成25年度青少年善行表彰者の選考について協議しました。表彰式は2月5日、教育功績者表彰式終了後に行う予定です。

1月12日、文化センターにおいて、平成26年成人式を開催しました。対象者は、平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの633名（男351名・女282名）で、市外居住者を含む426名が出席しました。式典は市内中学校卒業生による実行委員会が企画運営し、中学校当時の出来事を振り返る映像の上映や恩師のスピーチ、新成人代表の決意表明などで心に残るものとなりました。

平成26年1月22日提出

多賀城市教育委員会
教育長 菊地 昭吾

臨時代理事務報告第1号

平成25年度多賀城市教育功績者等表彰（追加）について
このことについて、平成26年1月7日臨時代理により別紙のとおり
決定したので報告する。

平成26年1月22日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

学校教育振興個人 3名

議案第1号

平成26年度多賀城市教育基本方針及び教育重点目標について
このことについて、別紙のとおり定める。

平成26年1月22日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

多賀城市教育基本方針

教育基本法の精神に基づき、

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、幅広い知識と教養を身に付け、真理と正義を求める心を持ち、自主・自律と公共の精神に満ちた人格の形成を図る。あわせて、市民が「未来を育むまち史都多賀城」の歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちの実現のために活動できる環境整備に努める。

平成26年度教育重点目標

1 学校教育の充実

ひろい心、健やかな体、豊かな人間性と創造力を備えた児童生徒の育成を目指し、基礎的・基本的な幅広い知識と教養を身に付け、社会の変化に主体的に対応できる能力及び思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」の定着と個性を伸ばす教育の充実を図る。

また、国際的視野をもち、生涯にわたり自ら学ぶ意欲と態度、郷土愛と豊かな人間関係を培う教育の推進を図るとともに、教職員の英知と創意を生かし、地域社会に開かれた特色ある学校づくりと子どもたちの「生きる力」をはぐくむ学校教育の実現に努め、「多賀城を知り多賀城を語る児童生徒」の育成に努める。

また、東日本大震災は、児童生徒及び教職員の心身、地域・家庭を取り巻く環境や教育活動に、今もなお大きな影響を与えていることから、児童生徒等の心のケアを充実させるとともに、円滑な学校運営の支援に努める。

このため、次の施策を行う。

(1) 「確かな学力」をはぐくむ教育の施策

(基礎的・基本的な知識・技能の定着、関心・意欲の向上、自ら学び、考える力の育成)

- 教職員の授業力の向上（校内研究の支援、授業づくり研修会等教員研修支援）
- 個に応じた学習指導の支援（少人数、TT、習熟度別指導、学力検査の活用等）
（教員加配措置、学習支援員の配置、特別支援教育の充実策、学力検査支援）
- 体験的な活動の支援（「総合的な学習の時間」の支援、キャリア教育支援）
- 家庭学習の啓発支援（家庭教育研修会、「家庭学習の手引き」の活用）

(2) 「豊かな心」をはぐくむ心の教育の施策

(自己肯定感・自尊心、思いやる心、協働する力、生命尊重、感動する心、正義感、公正を重んじる心の育成)

- 自己肯定感や自尊心を高める道徳教育の推進（授業づくり研修会等教員研修支援）
- 「語りかけて励まし、認めて育てる」、心のかよいあう生徒指導の支援

- (S S W ・ 心 の 教 室 相 談 員 ・ 学 校 生 活 指 導 支 援 補 助 員 ・ S C の 配 置 、 S S W を 中 心 と し た 相 談 体 制 の 整 備 ・ 実 践 的 研 修 の 推 進 、 関 係 機 関 と の 連 携 強 化)
- 体 験 活 動 の 支 援 、 「 総 合 的 な 学 習 の 時 間 」 の 支 援 、 文 化 体 験 支 援)
- と も に 学 び 、 と も に 育 つ 特 別 支 援 教 育 の 推 進
(支 援 員 の 配 置 充 実 、 き め 細 や か な 就 学 指 導 体 制 の 整 備 、 関 係 機 関 と の 連 携)
- (3) 「 健 や か な 体 」 を 育 て る 健 康 教 育 推 進 の 施 策 (健 康 的 な 生 活 習 慣 の 形 成 、 学 校 保 健 教 育 の 充 実)
- 児 童 生 徒 等 健 康 診 断 の 実 施 、 学 校 保 健 会 活 動 の 支 援
- 学 校 給 食 に 係 る ハ ー ド 、 ソ フ ト 両 面 の 安 全 確 保 の 堅 持 と 給 食 セ ン タ ー 、 学 校 が 連 携 し た 食 育 の 推 進 (栄 養 教 諭 の 加 配 、 食 育 計 画 の 作 成 と 実 施)
- 震 災 に よ る 心 の 影 響 の 実 態 把 握 と 適 切 な ケ ア の 推 進
(S S W ・ S C の 配 置 、 研 修 会 の 設 定 、 福 祉 部 門 ・ 宮 城 県 ・ 警 察 と の 連 携 ・ 協 働)
- (4) 開 か れ た 、 特 色 あ る 多 賀 城 ら し い 教 育 推 進 の 施 策
(歴 史 ・ 文 化 を 尊 重 し 、 郷 土 を 愛 す る 心 と 時 代 の 変 化 に 対 応 す る 力 の 育 成 、 家 庭 や 地 域 等 と の 協 働)
- 多 賀 城 を 知 り 多 賀 城 を 語 れ る 児 童 生 徒 の 育 成 (地 域 の 歴 史 ・ 自 然 ・ 文 化 ・ 人 材 の 活 用)
(副 読 本 の 活 用 、 文 化 財 課 ・ 生 涯 学 習 課 と の 協 働 に よ る 学 校 支 援 、 地 域 行 事 へ の 積 極 的 参 加)
- 多 賀 城 ら し い 理 科 教 育 の 推 進 (支 援 員 の 配 置 、 研 修 会 の 継 続 、 大 学 ・ 企 業 と の 連 携)
- 多 賀 城 ら し い 国 際 理 解 教 育 の 充 実 (A L T の 小 中 学 校 へ の 配 置 、 英 語 学 習 の 充 実)
- 保 護 者 、 地 域 の 信 頼 に 応 え る 学 校 づ く り (学 校 評 価 の 実 施 と 公 表)
- (5) 安 全 で う ろ お い の あ る 学 校 教 育 環 境 づ く り 推 進 の 施 策
- 安 全 で 安 心 し て 学 ぶ こ と の で き る 教 育 施 設 の 整 備
(通 学 路 ・ 遊 具 等 安 全 点 検 の 徹 底 、 給 食 ・ 通 学 路 の 放 射 性 物 質 検 査 、 給 食 食 材 の 産 地 調 査)
- 防 犯 ・ 防 災 教 育 ・ 安 全 教 育 の 推 進
(多 賀 城 市 防 災 資 料 集 作 成 の た め の 調 査 ・ 危 機 管 理 マ ニ ュ ア ル の 整 備 支 援 、 研 究 ・ 大 学 、 高 等 学 校 、 行 政 防 災 部 門 と 協 働 し た 防 災 教 育 の 推 進 ・ 地 域 と の 連 携 強 化 支 援)
- 主 体 的 な 学 び に 対 応 で き る 学 校 図 書 館 、 パ ソ コ ン ル ー ム の 充 実 と 活 用 (学 校 図 書 の 充 実 、 図 書 館 補 助 員 の 配 置 、 情 報 モ ラ ル 教 育 の 支 援 、 パ ソ コ ン の 環 境 整 備)
- よ り 良 い 環 境 を 創 造 す る 態 度 を 育 て る 環 境 教 育 の 推 進

2 生涯学習の振興

市民一人ひとりの生涯を通じた学習を支援するため、多様な学習機会を提供するとともに、市民による自主的・積極的な学習活動と、その学習成果を生かした地域づくり、まちづくりへの充実に努める。

また、学校・家庭・地域の連携協力による協働教育を推進し、青少年の健全育成を図る。さらに市民参画、市民協働の理念のもと、地域自治力の向上を目指します。

このため、次の施策を行う。

- (1) 講 座 や 学 習 内 容 の 充 実
- 市 民 の ラ イ フ ス テ ー ジ に 対 応 し た 生 涯 学 習 ・ 社 会 教 育 事 業 の 実 施
- 今 日 的 な 社 会 課 題 や 生 活 課 題 に 対 応 し た 生 涯 学 習 ・ 社 会 教 育 事 業 の 実 施
- (2) 学 校 ・ 家 庭 ・ 地 域 の 連 携 協 力 に よ る 協 働 教 育 の 推 進
- 学 校 支 援 地 域 本 部 事 業 の 新 た な 構 築 、 放 課 後 子 ども 教 室 事 業 の 新 た な 実 施
- 青 少 年 健 全 育 成 の 啓 発

- 地域コミュニティを活用した市民創造型社会教育事業の推進
 - 市民参画による成人式の開催
 - ジュニアリーダーとインリーダーの支援育成
 - 大代地区公民館の地域コミュニティ拠点化計画に基づいた事業
- (3) 読書活動の充実
- 市立図書館、分室、移動図書館の充実と学校図書室の連携強化
 - 第二次多賀城市図書館基本計画の推進
 - 多賀城市立図書館移転計画の推進
 - 子どもの読書活動の推進
- (4) 団体支援等
- 生涯学習、社会教育活動団体の運営及び活動支援

3 スポーツの振興

市民の健全な心身と健康の保持・増進を図るためスポーツ活動を推進し、多種目・多世代・多目的でつくる市民スポーツ社会を実現する。

スポーツ事業を実施し、人と人との交流や地域間の交流を促進し、活気あふれる元気なまちづくりを目指す。

このため、次の施策を行う。

- (1) スポーツ機会の充実
- 総合型地域スポーツクラブの理念に基づくスポーツレクリエーション活動の振興
 - 市民が参画し主体となるスポーツ推進体制の充実
 - 教室講座、事業の充実
 - 見るスポーツ、サポート活動の振興
- (2) 社会体育施設等の環境整備
- 施設・設備の充実
 - 地域に根ざしたきめ細かなスポーツサービスの充実
- (3) スポーツ団体の支援
- 総合型地域スポーツクラブである多賀城市民スポーツクラブとの連携協力
 - 体育協会、スポーツ少年団等の育成支援
 - 団体間交流の推進

4 芸術文化の振興

市民の多様な文化活動を積極的に支援するとともに、心の豊かさを求める市民の文化に寄せる関心と期待に対応するため、国の内外の優れた芸術を鑑賞する機会の拡充に努める。特に、音楽などの芸術文化は、人々に感動や活力をもたらすことから、文化センターの特性を活かしたホール事業に重点的に取り組み文化的な生活及び心の復興の一助とする。

このため、次の施策を行う。

- (1) 市民の教養と豊かな情操を培うための芸術鑑賞機会の提供
- (2) 市民が行う、芸術文化活動の支援
- (3) 市民参加型事業の創出

5 文化財の保存と活用

文化財を適正に保存・活用することは、市民の歴史文化に対する意識の向上に繋がり、ひいては本市の個性豊かな魅力あるまちづくりに大きく寄与するものである。

よって、東日本大震災からの復旧・復興に向けて、歴史、文化を活かしたまちづくりを推進するため、郷土の貴重な遺産である文化財を保護・継承し、関係部署等との連携のもと、その活用を図る。また、震災復興のシンボルともなる多賀城南門等復元事業への取組みを進める。

このため、次の施策を行う。

- (1) 特別史跡の公有化及び史跡地内の景観保全
 - 特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画に基づく公有化の促進
 - 地域等との連携による史跡地内の景観保全
- (2) 特別史跡多賀城跡復元整備事業の推進
 - 多賀城南門等復元整備検討委員会議の開催
- (3) 文化財保護意識の普及啓発
 - 震災復興に関連した展示会等の開催
 - 市民と一体となった文化財保護意識の普及啓発
- (4) 文化財調査の実施と保存活用の推進
 - 本市の歴史の根幹をなす埋蔵文化財の調査、保存、活用
 - 被災文化財（民俗資料・古文書等）の保全、調査
- (5) 多賀城史遊館（埋蔵文化財調査センター体験館）の管理運営
 - 収蔵資料を活用した体験学習の充実と展示公開
- (6) 文化財関連施設の整備
 - 古文書等収納設備設置の検討

議案第 2 号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出る。

平成 26 年 1 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第 2 号資料

議案第 号

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部
部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する
る条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 6 年 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年多賀城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「平成25年4月から平成26年3月まで」を「平成26年4月から平成27年3月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新
旧対照表

新	旧
<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(給料等の支給の特例)</p> <p>5 教育長の給料は、<u>平成26年4月から平成27年3月までに支給されるもの</u>に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給する。</p> <p>6 教育長の期末手当は、<u>平成26年4月から平成27年3月までに支給されるもの</u>に限り、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給する。</p> <p>以下 略</p>	<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(給料等の支給の特例)</p> <p>5 教育長の給料は、<u>平成25年4月から平成26年3月までに支給されるもの</u>に限り、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給する。</p> <p>6 教育長の期末手当は、<u>平成25年4月から平成26年3月までに支給されるもの</u>に限り、第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給する。</p> <p>以下 略</p>

議案第 3 号

多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正する
条例に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出る。

平成 26 年 1 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾

議案第3号資料

議案第 号

多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する
条例について

多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 年 月 日提出

多賀城市長 菊地 健次郎

多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正
する条例

多賀城市社会教育委員の設置に関する条例（昭和28年多賀城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条に次のように加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

第4条を削る。

第5条中「多賀城市教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第4条とする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の多賀城市社会教育委員の設置に関する条例に基づく社会教育委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の多賀城市社会教育委員の設置に関する条例（以下「新条例」という。）第1条第2項の規定により社会教育委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

多賀城市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
第1条 略	第1条 略
<p><u>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。</u></p>	
第2条・3条 略	第2条・3条 略
<p><u>第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会</u> が定める。</p>	<p><u>第4条 委員がその職務を行うために要する費用の弁償については、特別職の職員で非常勤の者の例による。</u></p>
附則 略	<p><u>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、多賀城市教育委員会</u> が定める。</p> <p>附則 略</p>

議案第 4 号

和解及び損害賠償の額の決定に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく意見を求められたので、異議ない旨意見を申し出る。

平成 26 年 1 月 22 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 菊地 昭吾